

(様式第5号)

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書

令和 3年 4月 1日

(あて先) 名古屋市 市長

届出者 所在地 (法人) 名古屋市瑞穂区彌富通1丁目15番地 アメニティ新瑞橋II301号

事業者名称 株式会社 美代志

代表者の職名 代表取締役 及び氏名 坂井 延子



このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

Table with columns: 事業所の名称 (はっぴーらんど), 事業所番号 (2318100894), サービスの種類 (就労継続支援A型事業所), 異動年月日 (令和3年4月1日), 異動の内容 (食事提供体制加算), 変更前 (非常勤2名), 変更後 (常勤1名・非常勤1名), 関係書類 (介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(別紙1・該当サービス分) その他別紙のとおり ※ 加算算定終了の場合は、別紙1以外の書類は添付不要)

- 注1 この届出書は「異動年月日」が異なる異動項目については、別業で作成してください。
注2 「異動の内容」欄は、異動項目について、変更の前後の内容を具体的に記載してください。
注3 「異動項目」欄は、(別紙1)「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。
注4 各年度の4月に提出する場合で、人員の体制や加算等の状況に変更がない場合は「異動年月日」「異動項目」及び「変更前」の欄は記入せず、「変更後」の欄に「変更なし」と記載してください。

4月1日付で運営規程(サービス提供職員の員数のみ)の変更に係る変更届出書(第4号様式)を提出する必要がある場合、次の欄に記入することにより、変更届出書の提出を省略することができます。(4月1日付以外の変更については下欄の記入は不要)

Flowchart and table for change submission. Includes decision points for '4月1日付の変更届出書の提出がありますか' and '変更内容はサービス提供職員の員数の変更のみですか'. Includes a table for '変更前' and '変更後' with a note '※「なし・あり」「いいえ・はい」に○を付けてください'.

Table with columns: 担当者氏名 (坂井延子), 電話番号 (052-823-3191), FAX番号 (052-823-3191)

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(就労継続支援A型)

事業所名称: はっぴーらんど

*この一覧表は対象サービス区分のみを基付可

新規・変更・終了となる加算の「適用開始日」欄には、その年月日を記入すること

提供サービス	定員数	定員構成	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	地域区分	その他該当する体制等 *:初年度名称に基づいて算定される加算	適用開始日
サービス共通						1. 一級地 2. 二級地 ③ 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他	
就労継続支援A型	20人	① 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	① I型(7.5:1) 2. II型(10:1)	評価点区分 (別紙47)★	1. 評価スコアが170点以上の場合 2. 評価スコアが150点以上170点未満の場合 ③ 3. 評価スコアが130点以上150点未満の場合 4. 評価スコアが110点以上130点未満の場合 5. 評価スコアが90点以上110点未満の場合 6. 評価スコアが60点以上90点未満の場合 7. 評価スコアが60未満の場合 8. なし(経過措置対象)	R3.4.1
					定員超過	① なし 2. あり	
					職員欠如	① なし 2. あり	
					サービス管理責任者欠如	① なし 2. あり	
					自己評価結果等未公表減算	① なし 2. あり	
					福祉専門職員配置等 (別紙7)	① なし 2. I 3. II 4. III	
					扶養・障害等支援体制 (別紙10)★	① なし 2. あり	
					重症者支援体制 (別紙23)★	① なし 2. I 3. II	
					就労移行支援体制 (別紙27)★	① なし 2. あり (障害改善者数: 人)	
					資金向上達成指導員配置 (別紙30)★	① なし ② あり	
					送迎体制 (別紙9)	① なし 2. I 3. II	
					食事提供体制 (別紙8)	① なし ② あり	
					社会生活支援 (別紙48)	① なし 2. あり	
					就労継続A型利用者負担減免	① なし ② あり	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし ② あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	① なし 2. あり	
					キャリアパス区分(※3)	① I(キャリアパス区分I及びII及びIII及びIV)及びII型(II型)及びIII型(III型)等対象のいずれかを満たす ② II(キャリアパス区分II)及びIII(III)及びIV(IV)等対象のいずれかを満たす ③ III(キャリアパス区分III)及びIV(IV)及びV(V)等対象のいずれかを満たす ④ IV(キャリアパス区分IV)及びV(V)等対象のいずれかを満たす ⑤ V(キャリアパス区分V)等対象のいずれかを満たす ⑥ V(キャリアパス区分V)等対象のいずれかを満たす	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	① なし 2. あり	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分(※4)	① I 2. II	
					指定管理者制度適用区分	① 非該当 2. 該当	
					地域生活支援拠点等	① 非該当 2. 該当	

※1 多機能型事業所又は複数の単位でサービス提供している事業所については、一体的な管理による複数サービス種類の利用定員の合計数を算定することとなるため、「定員区分」には利用定員の合計数を算定する。ただし重症者支援体制加算、就労移行支援体制加算、資金向上達成指導員配置加算については、サービス種類等または単位の利用定員に同じ加算を算定する。その他の場合、「多機能型等定員区分(加算)」には、サービス種類等の単位等の利用定員を算定する。なお、「定員区分」と「多機能型等定員区分(加算)」が同一の場合、「多機能型等定員区分(加算)」は算定しない。

※2 「人員配置区分」欄には、報酬算定上の区分を算定する。

※3 「キャリアパス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に該当する。
※4 「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」欄は、福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に該当する。
※5 指定を受けたる日から1年を経過しない事業所の場合、「6. なし(経過措置対象)」を算定する。

就労継続支援A型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書

事業所・施設名	はっぴーらんど	指定年月日	2016/7/1
異動区分 (該当の番号に○)	1 新規	2 継続	③ 変更
適用年月日	令和 3 年 4 月 1 日		

人員配置区分 (該当の番号に○)	①. I型(7.5:1)	2. II型(10:1)
---------------------	--------------	--------------

定員区分 (該当の番号に○)	1 21人以上40人以下	(該当の番号に○) 評価点区分	1 評価スコアが170点以上の場合
	2 41人以上60人以下		2 評価スコアが150点以上170点未満の場合
	3 61人以上80人以下		3 評価スコアが130点以上150点未満の場合
	4 81人以上		④ 評価スコアが105点以上130点未満の場合
	⑤ 20人以下		5 評価スコアが80点以上105点未満の場合
			6 評価スコアが60点以上80点未満の場合
			7 評価スコアが60点未満の場合
			8 なし(経過措置対象)
			(新規指定の初年度(年度途中の指定の場合は初年度及び2年度目))

評価点の公表	インターネット利用	(公表場所) (URL) 事業所詳細情報 はっぴーらんど(wam.go.jp)
	その他	

【就労継続支援A型基本報酬算定に当たっての注意事項】

- ① 「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意」(障発0330第5号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に従い、適切にスコアの算出を行うこと。
- ② 新規指定の事業所及び前年度途中に指定された事業所は、評価点が80点以上105点未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。
この場合、次の③の提出書類は別紙47のみで可とする。
- ③ 基本報酬算定に当たっては以下の書類を提出すること。

- 【別紙47】 就労継続支援A型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書
- 【別紙47-2】 就労継続支援A型に係る(Ⅰ)労働時間区分に関する確認書
- 【別紙47-3】 就労継続支援A型に係る(Ⅱ)生産活動に関する確認書
- 【別紙47-4】 スコア公表様式(全体表)

就労継続支援A型事業所におけるスコア表（全体）

事業所名	はっぴーらんど
住所	名古屋市南区寺崎町14-7 寺崎ビル1F
電話番号	052-823-3191

事業所番号	2318100894
管理者名	坂井延子
対象年度	令和2年度

(I) 労働時間 (別紙47-2を添付)

①1日の平均労働時間が7時間以上		40
②1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満		
③1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満		
④1日の平均労働時間が4時間30分以上5時間未満		
⑤1日の平均労働時間が4時間以上4時間30分未満	○	
⑥1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満		
⑦1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満		
⑧1日の平均労働時間が2時間未満		点

①80点 ②70点 ③55点 ④45点 ⑤40点 ⑥30点 ⑦20点 ⑧5点

(II) 生産活動 (別紙47-3を添付)

①前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賞金の総額以上		5
②前年度及び前々年度における生産活動収支のうち前年度における生産活動収支のみが利用者に支払う賞金の総額以上		
③前年度及び前々年度における生産活動収支のうち前々年度における生産活動収支のみが利用者に支払う賞金の総額以上		
④前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者に支払う賞金の総額以上ではない	○	
		点

①40点 ②25点 ③20点 ④5点

(III) 多様な働き方 (※)

①免許・資格取得、検定の受検結果に関する制度		○	
就業規則等で定めている			
就業規則等で定めており、前年度の実績がある			
②利用者を職員として登用する制度		○	
就業規則等で定めている			
就業規則等で定めており、前年度の実績がある			
③在宅勤務に係る労働条件及び服務規程		○	
就業規則等で定めている			
就業規則等で定めており、前年度の実績がある			
④フレックスタイム制に係る労働条件		○	
就業規則等で定めている			
就業規則等で定めており、前年度の実績がある			
⑤短時間勤務に係る労働条件		○	
就業規則等で定めている			
就業規則等で定めており、前年度の実績がある			
⑥時差出勤制度に係る労働条件		○	
就業規則等で定めている			
就業規則等で定めており、前年度の実績がある			
⑦有給休暇の時間単位取得又は計画的付与制度		○	
就業規則等で定めている			
就業規則等で定めており、前年度の実績がある			
⑧傷病休暇等の取得に関する事項		○	
就業規則等で定めている			
就業規則等で定めており、前年度の実績がある			
小計 (注1)		10	点

(※) 任意の5項目を選択すること (注1) 8以上:35点、6~7:25点、1~5:15点

(IV) 支援力向上 (※)

①研修計画に基づいた外部研修会又は内部研修会		○	
参加した職員が1人以上半数未満であった			
参加した職員が半数以上であった			
②研修、学会等又は学会誌等において発表		○	
1回の場合			
2回以上の場合			
③視察・実習の実施又は受け入れ		○	
いずれか一方のみの取組を行っている			
いずれの取組もを行っている			
④販路拡大の商談会等への参加		○	
1回の場合			
2回以上の場合			
⑤職員の人事評価制度		○	
人事評価結果に基づき定期的に昇給を判定する制度を設け、全ての職員に周知している			
⑥ピアサポーターの配置		○	
ピアサポーターを職員として配置している			
⑦第三者評価		○	
過去3年以内の福祉サービス第三者評価を受審しており、結果を公表している。			
⑧国際標準化規格が定めた規格等の認証等		○	
都道府県知事が適当と認める国際標準化規格が定めた規格その他これに準ずるものの認証を受けている			
小計 (注2)		10	点

(※) 任意の5項目を選択すること (注2) 8以上:35点、6~7:25点、1~5:15点

(V) 地域連携活動

地域の事業者と連携した付加価値の高い商品開発、企業や官公庁等での生産活動等地域社会と連携した活動を行い、その結果をインターネット等により公表している	○	10	点
--	---	----	---

1事例以上ある場合:10点

項目	点数								
労働時間	5点	20点	30点	45点	55点	70点	80点		40
生産活動			20点	25点	40点				5
多様な働き方	0点		15点	25点					35
支援力向上	0点		15点	25点					35
地域連携活動	0点								10

合計

125	点 / 200点
-----	----------

就労継続支援A型に係る(Ⅰ)労働時間区分に関する確認書

事業所・施設名	はっぴーらんど
---------	---------

平均労働時間区分 (該当の番号に○)	1 1日の平均労働時間が7時間以上 2 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満 3 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満 4 1日の平均労働時間が4時間30分以上5時間未満 ⑤ 1日の平均労働時間が4時間以上4時間30分未満 6 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満 7 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満 8 1日の平均労働時間が2時間未満
-----------------------	--

前年度の労働時間・利用者の状況	→ 各月の前に年を記入すること。	延べ労働時間数		延べ利用者数 (雇用契約者数)		← 賃金台帳に基づく集計と一致すること。 (時間数は賃金支払いの基礎とした時間数と同じである。 1時間未満は小数で表記すること) 「有・無」いずれかに○をつけること。 ↓ <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">算入除外利用者</td> <td style="width: 50%;">有 <input checked="" type="radio"/> 無</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">1日の平均労働時間数 (延べ労働時間数÷延べ利用者数)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">4</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">時間</td> </tr> </table>	算入除外利用者	有 <input checked="" type="radio"/> 無	1日の平均労働時間数 (延べ労働時間数÷延べ利用者数)		4	時間
		算入除外利用者	有 <input checked="" type="radio"/> 無									
		1日の平均労働時間数 (延べ労働時間数÷延べ利用者数)										
		4	時間									
		年4月	1,992	時間	486		人					
		年5月	2,064	時間	503		人					
		年6月	1,916	時間	467		人					
		年7月	2,225	時間	535		人					
		年8月	2,235	時間	531		人					
		年9月	2,200	時間	525		人					
		年10月	2,549	時間	604		人					
		年11月	2,372	時間	562		人					
		年12月	2,278	時間	556		人					
年1月	2,290	時間	561	人								
年2月	2,156	時間	531	人								
年3月	2,466	時間	601	人								
合計	26,743	時間	6,462	人								

太枠内には計算式が入力してあります

1時間未満は切り捨て

- 注1 延べ労働時間数は、実際に利用者が労働した時間数をそれぞれの月で算出し総計するものである。休憩時間、遅刻、早退、欠勤、健康面や生活面の助言・指導といった面談に要した時間等により実際に労働していない時間であって賃金の支払いが生じない時間は労働時間数に含めない。年次有給休暇を取得した場合(時間単位で取得した場合も含む。)や健康面や生活面の助言・指導といった面談に要した時間等であっても労働時間として賃金を支払っている場合は労働時間に含めるものとする。
- 注2 延べ利用者数は、雇用契約を締結している者であって実際に賃金を支払った人数をそれぞれの月ごとに算出すること。
- 注3 利用開始時には予見できない事由により短時間労働(1日の労働時間が4時間未満)となった場合は、90日分を限度として、延べ労働時間数・延べ利用者数から除外することができる。この場合、利用者ごとに、除外した理由を記載した書類を添付すること。
- 注4 令和3年度における就労継続支援A型サービス費の算定に係る「労働時間」のスコアの算出に当たっては新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の実績を用いず、平成30年度もしくは令和元年度の実績を用いることができる。